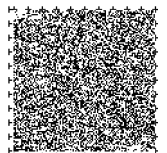
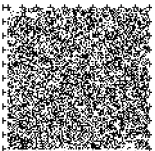


第1章 計画の策定にあたって





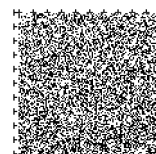
第1節 計画策定の背景

本市においては、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康福祉総合計画2022（第2次改定）」を策定し、その計画を構成する六つの個別計画の一つとして、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づく「障がい者計画」を位置づけ、計画的な施策の推進を図ってきました。また、「障がい者計画」との整合を図りながら、「障がい福祉計画（第1期～第6期）」「障がい児福祉計画（第1期～第2期）」を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に努めてきました。

これら三つの計画では、「だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」の三つのビジョンを掲げ、本市における障がいのある人やその家族等を支える施策の総合的な推進を図っています。

障がい者施策をめぐるのは、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）等の法整備が行われており、障がいのある人の生活環境の改善が図られています。また、国が策定した「障害者基本計画（第4次）」以降、障がいのある人の自己決定や社会参加が重視されており、本市においても、引き続き法制度や社会情勢の変化に対応しながら、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

この度、「第二期三鷹市障がい者（児）計画」（以下「第二期計画」という。）が令和5年度末をもってその期間を満了することから、本市の障がいのある人を取り巻く現況を踏まえるとともに、障がい福祉制度における変更や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者基本法」に対応した新たな「第三期三鷹市障がい者（児）計画」（以下「本計画」という。）を策定します。今後も、本計画に基づき、障がいのある人等の人権が尊重され、住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」を目指します。



第2節 計画の位置づけ

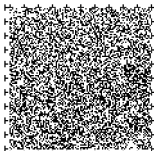
(1) 計画の法的位置づけ

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障がい者関係団体、NPO法人等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（＝市町村障害者計画）です。

「障がい者計画」は本市の障がい者施策の基本計画としての機能を有します。関連する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は「障がい者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス、障害児通所支援等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

図表 市町村が策定する障がいのある人のための各計画の性格

<p style="text-align: center;">障がい者計画</p> <p>○ 「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画</p> <p style="text-align: center;">〔多分野にわたる計画(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など)〕</p>
<p style="text-align: center;">障がい福祉計画</p> <p>○ 「障害者総合支援法」(第88条)に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する実施計画</p> <p style="text-align: center;">〔各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画〕</p>
<p style="text-align: center;">障がい児福祉計画</p> <p>○ 「児童福祉法」(第33条の20)に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画</p> <p style="text-align: center;">〔各年度における指定通所支援・指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策等を定める計画〕</p>



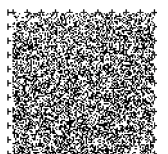
図表 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

表記について

本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、三鷹市総合計画における表記等を考慮して「障がい」としています。ただし、法律の名称や障害者手帳の名称等で「障害」の表記が適切なものは表記を統一していません。

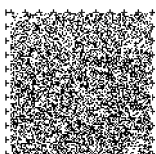
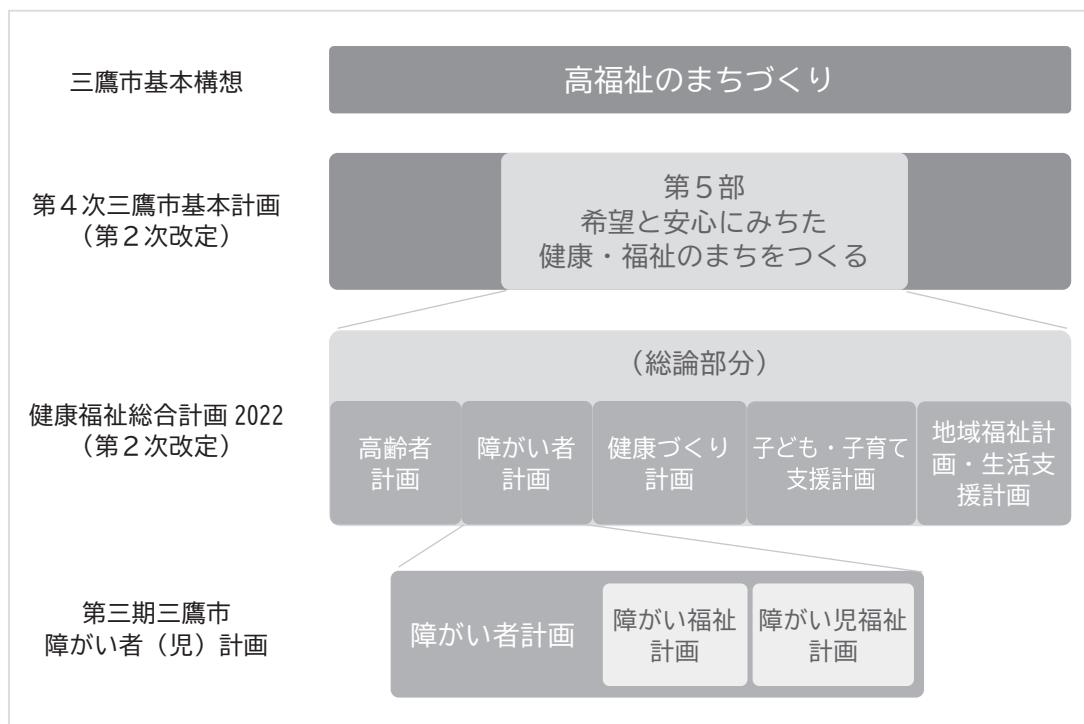


(2) 三鷹市における位置づけ

本計画は、三鷹市の障がいのある人に関する施策全般についての考え方及び施策の方向性を示すものです。その中で、「障害者総合支援法」第88条に規定する「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する「障がい児福祉計画」を包含する内容として総合的に策定するものです。

また、三鷹市の計画体系において、本計画は、「三鷹市基本構想」及び「三鷹市基本計画」を上位計画とする「三鷹市健康福祉総合計画」の障がい者部門の個別計画に位置づけられるものです。

図表 三鷹市における本計画の位置づけ（令和6年3月末現在）



第3節 計画の期間

「障がい者計画」の期間は、令和6年度に策定予定の「第5次三鷹市基本計画」と計画期間を合わせ、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の期間は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号。以下「国の基本指針」という。）に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間と定めます。

いずれの計画においても、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

第4節 計画の策定体制と方法

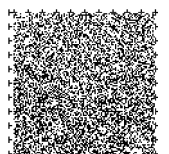
本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、障がいのある人を対象とした実態調査を実施するとともに、障がいのある人をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による三鷹市障がい者地域自立支援協議会において協議・検討を行いました。また、検討の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して策定しています。

（1）三鷹市障がい者地域自立支援協議会による検討

本市では、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うことを目的として、三鷹市障がい者地域自立支援協議会を設置しています。本計画の策定にあたっては、生活課題や計画の内容に関し協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

（2）実態調査の実施

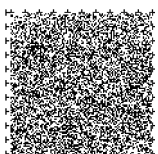
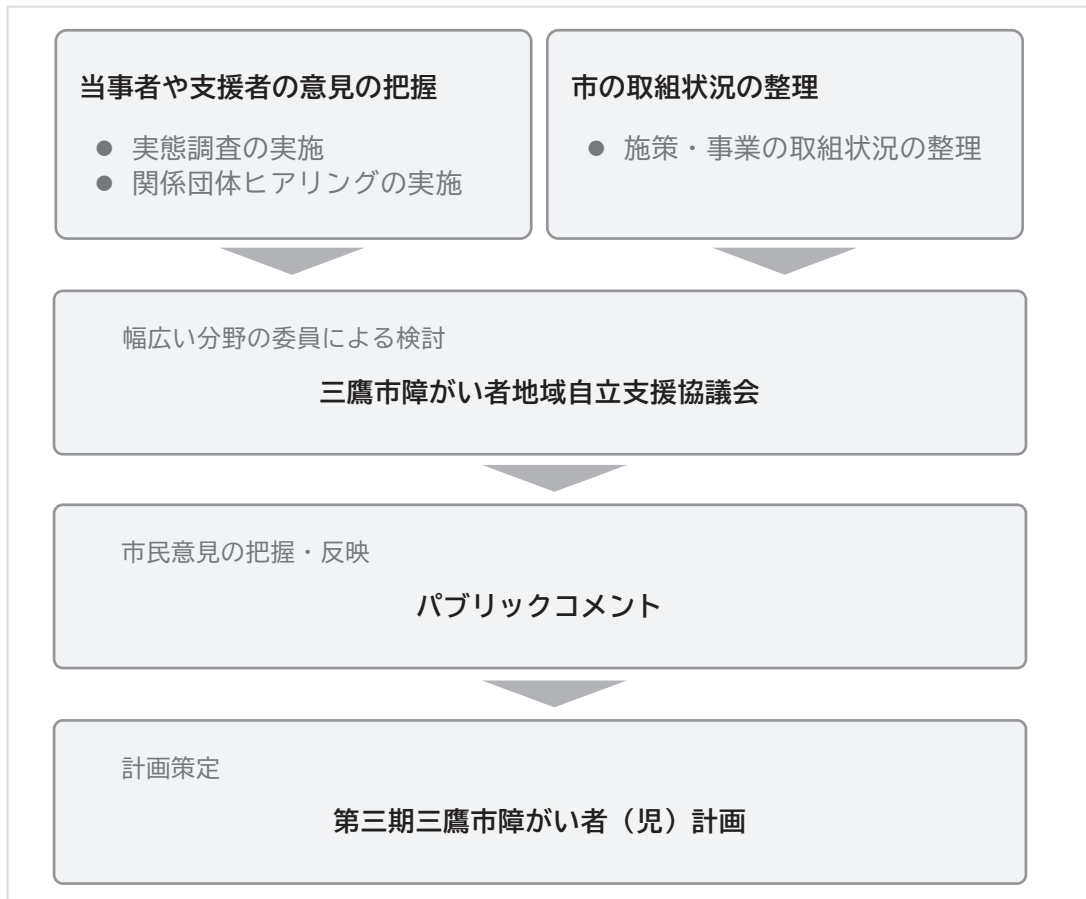
市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握するため、障害者手帳所持者及び受給者証所持者、医療費助成受給者等を対象とする「三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施しました。



(3) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

図表 本計画の策定までの流れ



第5節 障がい者施策を取り巻く法制度・社会情勢の変化

我が国においては、「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）に先立って、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者総合支援法」の成立（平成24年6月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（平成25年6月）等、様々な法制度等の整備が行われてきました。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本市に居住する障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者等との連携を図っていく必要があります。

（1）「障害者権利条約」の批准

「障害者権利条約」は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における取組を締約国に対して求めるものです。

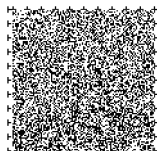
我が国は平成26年1月にこの条約を批准し、これに先立って様々な法制度の整備・改正が進められており、障がい者施策の充実を国全体で図っています。

（2）障害者基本計画（第5次）の策定

国は、「障害者施策は全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要」との考えのもと、「障害者基本法」に基づいて「障害者基本計画」を策定しています。

令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）では、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の3点を基本原則と定め、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止等11の分野における施策の推進を図っていくこととしています。

この計画の中では、「実現を目指すべき社会」として次の4点が掲げられています。



図表 基本計画を通じて実現を目指すべき社会

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

資料：内閣府「障害者基本計画（第5次）」

（3）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正

「障害者差別解消法」は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

この法律では、国・地方自治体等における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めること等が規定されています。令和3年5月の改正により、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が、民間事業者においても令和6年4月から義務化されることとなりました。

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

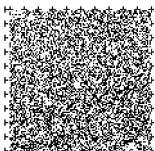
令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- ・表紙……………1
- ・共生社会の実現に向けて……………2
- ・合理的配慮の提供とは……………4
- ・「合理的配慮」には対話が重要です！……………6
- ・不当な差別的取扱いとは……………8
- ・障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト……………10
- ・困ったときは……………12

出典：内閣府ホームページ「合理的配慮の提供」
(https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)



(4) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、必要な情報を十分に入手・利用したり、コミュニケーションを図ったりすることができる環境を整備するための法律で、令和4年5月に制定されました。国の「障害者基本計画」の策定や変更にあたっては、この法律の規定の趣旨を踏まえることとなっています。

(5) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）は、高齢者や障がいのある人等を含むすべての人が、移動や施設の利用において安全性や利便性を確保できるようにすることを目的とするものです。

令和2年5月に「バリアフリー法」が改正され、建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物に「公立小中学校」が追加されました。文部科学省では、バリアフリースロープやエレベーターの整備について整備目標を定めており、市内の学校施設についても、必要な改修・整備を行っていくこととなります。

また、「地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進」として、市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づいて、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることが可能です。

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

公立小中学校等施設は、障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、バリアフリー化が重要です。それには、学校設置者である市区町村による取組の加速化が不可欠です。

- 必要性1** 令和2年5月のバリアフリー法の改正により
既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化
- 必要性2** 近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加^{※1}
- 必要性3** 公立小中学校等の9割以上が避難所に指定^{※2}
災害時に、不特定多数の方が利用することが想定

※1：特別支援学級児童生徒数は、令和3年5月1日現在15,255名（うち特別支援学級1,895名）に増加。令和3年度には22,458名、108校で対応が予定されている。（注：特別支援学級）
※2：平成27年度以降、公立小中学校等（特別支援学校・中等教育学校を除く）は22,813校のうち9割以上が指定されている。（注：特別支援学校）
（出典：国土交通省）

国の取組

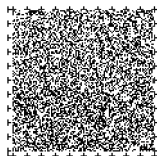
- 令和7年度までの整備目標を設定、緊急かつ集中的な整備を要請
- 令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について
国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ
- 指針の改訂、相談窓口の設置、事例集の公表など技術的支援を実施

対象	令和2年度	令和4年度	令和7年度までの目標
バリアフリースロープ	校舎 65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する
	屋内運動場 36.9%	41.9%	※令和4年度以降年度で全ての学校の約91%に整備
スロープ	校舎 78.5%	82.2%	全ての学校に整備する
	屋内運動場 74.4%	77.9%	
段差解消	校舎 57.3%	61.1%	全ての学校に整備する
	屋内運動場 57.0%	62.1%	
エレベーター	校舎 27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する
	屋内運動場 65.9%	70.5%	※令和4年度以降年度で全ての学校に整備する ※令和4年度以降年度で全ての学校の約76%に整備

学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は約25%（R4.9）。



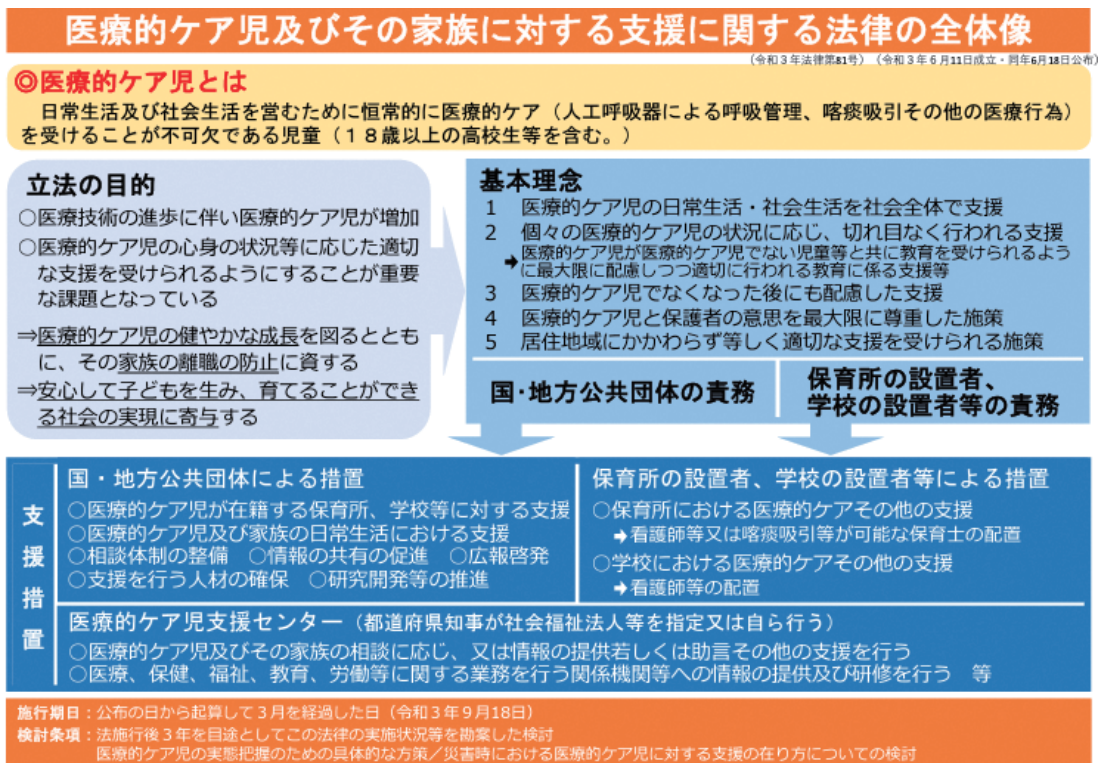
出典：文部科学省「行政説明資料『学校施設のバリアフリー化について』」



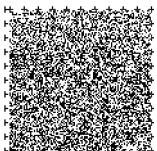
(6) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立

令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加し、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となったことを受け、医療的ケアを必要とする児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防ぎ、安心して子どもを産み育てる社会の構築を目指すものです。

この法律では、地方公共団体による措置として、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備等が定められています。



出典：厚生労働省ホームページ「医療的ケア児等とその家族に対する支援施策」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000801674.pdf>)



(7) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）は、精神障がいのある人の福祉の増進と国民のこころの健康の増進を図ることを目的としています。

精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備を推進するため、令和4年12月に改正が行われ、医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、医療機関における虐待防止の措置の義務化、虐待を発見した者（業務従事者）から都道府県等への通報の義務化等が定められています。

(8) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の改正

「障害者雇用促進法」は、昭和35年7月に成立した法律で、障がいのある人の雇用の安定を図るものです。令和5年3月に「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」（昭和35年政令第292号）が改正され、民間企業における障がいのある人の法定雇用率が令和6年4月から段階的に引き上げられることになりました（令和6年4月～：2.5%、令和8年7月～：2.7%）。また、「障害者雇用促進法」が改正によって令和6年4月から、特に短い労働時間で働く重度身体障がい、重度知的障がい及び精神障がいのある人を雇用率に算入できること等が定められています。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point 1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒ 2.5%	⇒ 2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	⇒ 40.0人以上	⇒ 37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point 2 除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から改正のようになります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（郵便事業を含む）	1.0%
・港湾運送業 ・倉庫業	1.5%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	2.0%
・林業（狩猟業を除く）	2.5%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	3.0%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	3.5%
・石炭・濃炭鉱業	4.0%
・道路旅客運送業 ・小学校	4.5%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	5.0%
・船員等による船舶運送等の事業	7.0%

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL050301最新01

Point 3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point 4 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適性が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職歴実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様が障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1 ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月15日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

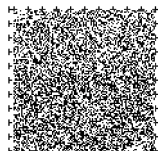
A2 障害者雇用のための申請助成金や専任職員に付いた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は多くありますので、まずは事業所登録のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」： <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

Q3 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

出典：厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>)



(9) 「児童福祉法」等の改正

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和4年6月8日に成立しました（施行期日：令和6年4月1日）。

(10) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

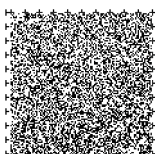
国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックを共生社会の実現に向けた機会とするため、「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインの街づくり」を二つの柱とする「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づいて、障がいのある人の意見を取り入れた施設整備、「バリアフリー法」の改正等が行われてきました。こうした機運を一過性のものとすることなく、障がいのある人への理解が一層進むよう、引き続き官民双方において、すべての人が暮らしやすい社会の構築のための取組が求められています。

(11) 新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民生活に様々な影響を及ぼし、障がいのある人等、脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与えています。

感染拡大防止措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等が生じ、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しました。障がいのある人やその家族等に対しても、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）を踏まえた支援が必要とされています。

また、障がいのある人にサービスを提供する事業者側でも、経営に影響が出るなどの課題が生じています。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活



用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える人も多く見られました。令和5年5月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第104号）上の位置づけとしては5類感染症となりましたが、感染症拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障がいのある人やその家族等の抱える課題に留意しながら、必要な施策を展開する必要があります。

